

市記載欄	本人確認 父	処理年月日等	面接日	年	月	日
	母		入所日	年	月	日
	保育所名					

令 未出生の場合、子ども氏名、個人番号、性別及び生年月日は未記入で結構です。
（宛 裏面の確認事項を確認の上、チェック欄に✓をつけてください。書【記入例】令和〇年〇月〇日

次のとおり、裏面⑤確認事項に同意の上、教育・保育給付認定申請及び保育所等への入所申し込みます。

ふりがな 子どもの氏名 (個人番号)	ちくしの たろう 筑紫野 太郎 (〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇)	性別 男	生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日 〇 歳 R8.4.1時点	保育の状況 ☒ 自宅で保育 ☐ 預けている 預け先 () ☐ その他 ()
申請者 ①保護者名 (個人番号)	ちくしの いちろう 筑紫野 一郎 (〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇)	続柄 父	生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日	連絡先 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
②保護者名 (個人番号)	ちくしの かずこ 筑紫野 和子 (〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇)	母	〇〇年〇〇月〇〇日	裏面⑤確認事項の同意欄 ☒
住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 筑紫野市石崎〇-〇-〇			
希望する 利用期間	令和〇年〇月〇日 から(注1)			希望する 利用時間 〇時〇〇分 から

(注1) 転入前の場合は、転入後の予定の住所をご記入ください。不明の場合は未記入で結構です。
①上 入所希望日をご記入ください。なお、入所希望日＝慣らし保育開始日となります。復職日(就労開始日等)から最大3週間前から入所が可能です。

氏名 (個人番号)	との続柄	生年月日	氏名 (個人番号)	氏名 (個人番号)	氏名 (個人番号)
筑紫野 花子 (〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇)	姉	〇〇・〇〇・〇〇	筑紫野 士郎 (〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇)	祖父	〇〇・〇〇・〇〇
筑紫野 華 (〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇)	祖母	〇〇・〇〇・〇〇	世帯分離をしている同住所地の世帯員も ご記入ください。		

②現在の状況 該当する項目を記入ください。

出産の予定	☒ 無 ☐ 有 予定日 年 月 日	※母子手帳の写し又は 出産予定届出書の提出が必要
育児休業の取得	☐ 無 ☒ 有(予定も含む。) 〇〇年〇〇月〇〇日まで	(育休短縮入所希望: ☐ 無 ☒ 有)
障がい者の同居	☐ 無 ☒ 有 氏名: 筑紫野 士郎 手帳の交付自治体名 (福岡県)	
	※下記の該当するものに ☒ をつけてください。また、上段に該当する場合は写しが必要です。 (写し必要) ☒ 身体障害者手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳 ☐ 障害年金 (写し不要) 特別児童扶養手当の認定: ☐ 無 ☐ 有	
生	入所を辞退すると減点となる上、育児休業給付金の延長ができなくなる可能性があります。辞退することがないよう、利用希望施設については十分ご検討ください。	

③利用を希望する施設名(継続利用の場合は第1希望のみ)

第1希望	〇〇 保育園	見学済	第1希望
第2希望	△△ 保育所	見学済	第2希望
第3希望	□□ 保育園	見学済	※

新規で2人以上のきょうだいを同時申し込みする場合は、いずれかにチェックをお願いします。
なお、「入所可能な子から入所する」にチェックをつけた場合、入所できなかった子については、認可外保育施設等の在園証明書の提出が必要となります。提出がない場合、入所可能な子も入所取消となりますのでご注意ください。

【利用調整の結果、きょうだいと同時に同じ施設に入所することがない場合】

☐ 全員同時に同施設に入所できるまで待機する ☐ 全員同時であれば異なる施設でも入所する ☐ 入所可能な子から入所する
・入所可能な子から入所する場合でも、就労や復職等が必要です。入所できなかった子については、認可外保育施設等の在籍が必要です。

(裏面)

④保育の希望

保育の希望	☐ 無 : 幼稚園、認定こども園（教育部分）の利用を希望・・・直接、施設に申込が必要	
	☒ 有 : 保護者に保育を必要とする理由があり保育所等(注2)の利用を希望・・・下欄を記入	
	保護者	保育の利用を必要とする理由
	☒ 父 ☐ 母 ☐ ()	☒ 就労 ☐ 就学 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護等 ☐ 求職活動 ☐ 妊娠・出産 ☐ 育児休業 ☐ ()
	☐ 父 ☒ 母 ☐ ()	☐ 就労 ☐ 就学 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護等 ☒ 求職活動 ☐ 妊娠・出産 ☐ 育児休業 ☐ ()

(注2)「保育所等」とは、保育所、認定こども園（保育部分）、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます。

⑤確認事項 全ての項目に同意の上、表面の保護者同意欄にチェック（☒）してください。

1) 筑紫野市が利用者負担額の決定又は利用調整に必要な市町村民税の情報(同居者を含む。)及び世帯情報を閲覧し、また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。
2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条に基づく事務手続を処理するために、地方税関係情報について取得することに同意します。
3) 年度当初(4月)の利用に向けた認定事務が集中する時期の審査結果については、受付から30日を過ぎることを了承します。
4) 申請後、申請内容の変更があった場合は、書類の修正・追加が必要となることに同意します。また、申請内容について事実と相違する又は変更があった場合、入所取消又は利用調整から外れる場合があることに同意します。
5) 利用者負担額について、父母が連帯して納付義務を負い、納付期限内に納付することを誓約します。また、児童手当の支給月において利用者負担額に滞納があった場合、児童手当法第22条に規定する特別徴収の方法により児童手当から利用者負担額を徴収することに同意します。

慣らし保育について

期間：おおむね1～2週間

入所後、児童が保育所の環境に慣れるまで、最初は数時間の保育から始めます。実施状況は児童の状態や家庭の事情などによって異なるため、入所後、保護者と相談しながら決めます。

また、職場に復帰する人（産休・育休明け等）や、就労が決まった人については、その予定日から最大3週間の範囲で、慣らし保育期間として入所を認めています。申請書の「希望する利用期間」の開始日については慣らし保育開始日の日付を記入ください。ただし、入所人員の状況によっては、慣らし保育のための入所ができない場合があります。

（例）5月18日復職の場合⇒入所希望日4月27日より可能

4月22日復職の場合⇒入所希望日4月1日より可能

※ただし、4月1日から復職で3月から慣らし保育を希望される場合、入所定員の関係で、例年、3月からの入所が困難となっています。この場合4月1日から慣らし保育開始となりますので、ご了承ください。

また、入所日となる慣らし保育開始日から、保育料がかかります。